

1. 主要構造部を耐火構造とした建築物において、延べ面積が1,500㎡を超えるものは、床面積の合計1,500㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は所定の特定防火設備で区画した。
2. 主要構造部を耐火構造とした建築物において、その床面積の合計1,500㎡以内に防火区画しなければならないという規定は、建築物の二以上の部分が当該建築物の吹抜き等の空間部分に接する場合において、当該二以上の部分の構造が通常の火災時において相互に火熱による防火上有害な影響を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、当該二以上の部分と当該空間部分とが特定防火設備で区画されているものとみなして規定を適用する。
3. 建築物の11階以上の部分で、各階の床面積の合計が100㎡を超えるものは、原則として、床面積の100㎡以内ごとに1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は所定の防火設備で区画しなければならない。
4. 主要構造部を準耐火構造とした建築物あって、地階に居室を有するものの階段部分については、原則として、当該階段部分以外の部分と準耐火構造の床若しくは壁又は所定の防火設備で区画しなければならない。
5. 給水管、配電管その他の管が「準耐火構造の防火区画」を貫通する場合においては、当該管と「準耐火構造の防火区画」との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。
6. 防火戸であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものは、「特定防火設備」に該当する。
7. 準防火地域内の準耐火建築物である延べ面積1,200㎡の地上2階建の体育館で、天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを不燃材料としたものは、防火区画しなくてよい。
8. 30階建の事務所（主要構造部を耐火構造としたもの）の25階の部分で、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったものは、一定の場合を除き、床面積500㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火設備で区画しなければならない。
9. 主要構造部を準耐火構造とし、3階に居室を有する建築物については、原則として、1階から3階に通ずる階段の部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は所定の性能を有する特定防火設備で区画しなければならない。
10. 次の建築物について、1,500㎡の面積区画として、誤りはどれか？ ・耐火建築物 ・2階建 ・床面積 1階1,200㎡ 2階1,200㎡（階段室はそれぞれ24㎡。） 図問題
11. 避難階が地上1階であり、地下1階及び地上3階に居室を有する地下1階、地上3階建の事務所の用途に供する建築物で、主要構造部を準耐火構造としたものにおいては、原則として、避難階からその直上階及び直下階のみに通ずる3層の吹抜きとなっている部分については、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ったものは、その他の部分とを防火区画しなくともよい。
12. 主要構造部を耐火構造とした地上4階建ての共同住宅の住戸のうちその階数が2で、かつ、床面積の合計が200㎡であるものにおける吹抜きとなっている部分とその他の部分とは防火区画しなくともよい。
13. 防火区画に接する外壁については、外壁面から90cm突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁等で防火上有効に遮られている場合においては、当該外壁の所定の部分を準耐火構造とする要件が緩和される。
14. 1階を自動車車庫(当該用途に供する部分の床面積の合計が140㎡)とし、2階以上の部分を事務所とする地上4階建ての建築物においては、原則として、当該自動車車庫部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。
15. 2階建ての建築物(各階の床面積が300㎡)で、1階が幼保連携型認定こども園、2階が事務所であるものは、幼保連携型認定こども園の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。
16. 1階を自動車車庫(当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡)とし、2階以上の部分を事務所とする地上3階建ての建築物においては、原則として、当該自動車車庫部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。
17. 1階から3階までを物品販売業を営む店舗(当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡)とし、4階以上の部分を事務所とする地上8階建ての建築物においては、当該店舗部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。
18. 1階及び2階を物品販売業を営む店舗(当該用途に供する部分の各階の床面積の合計がそれぞれ500㎡)とし、3階以上の階を事務所とする地上3階建ての建築物においては、原則として、当該店舗部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。
19. 防火区画に用いる特定防火設備は、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合及び火災により温度が急激に上昇した場合のいずれの場合にも、自動的に閉鎖又は作動する構造としなければならない。
20. 防火地域及び準防火地域以外の区域内における、延べ面積2,000㎡、準耐火建築物とした地上2階建ての美術館については、床面積の合計1,000㎡以内ごとに防火上有効な構造の防火壁又は防火床によって有効に区画しなければならない。
21. 延べ面積1,800㎡、地上2階建ての患者の収容施設がない診療所の用途に供し、耐火建築物及び準耐火建築物に該当しない木造の建築物について、準耐火構造の防火壁によって床面積の合計900㎡ごとに区画した。

22. 延べ面積1,000㎡、地上3階建の共同住宅の各戸の界壁（自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の界壁を除く。）を、耐火構造とし、強化天井を用いずに小屋裏又は天井裏に達せしめた。
23. 建築面積が300㎡の建築物の小屋組が木造である場合においては、小屋裏の直下の天井の全部を強化天井としない場合、原則として、けた行間隔12m以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。
24. 換気設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合において、当該風道に設置すべき特定防火設備については、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖することができるものとした。
25. 旅館の用途に供する建築物について、給水管、配電管その他の管が準耐火構造の壁による防火区画を貫通することとなったので、当該管と防火区画との隙間を準不燃材料で埋めた。